

2025 年 3 月 25 日

調布市議会議長 井上耕志 様

調布市議会議会運営委員長 宮本和実 様

タブレット端末の使用に関する問題に対し
議会基本条例にもとづいた対応を求める申入書

生活者ネットワーク 木下安子

タブレット端末の ID およびパスワードを現職の田村議員が元議員に何らかの方法で伝え、結果的に元議員が田村議員の ID で SideBooks 内の資料を閲覧していたことについては、3 月 12 日に事実が発覚後、13 日に幹事長会議が開催されました。そこでは、専門家の意見も仰ぎながら、各会派からも意見出し合って考えていこうとの議長の意向が示され、全幹事長でその方向性を確認しました。

しかしながら、翌日には読売新聞社から取材が入り、15 日には「不正ログイン」という文言とともに報道され、週明けの議会には大きな混乱が生じました。議会基本条例では、議員は「議会活動について市民に対する説明責任を果たす」と定められていることから、まずは議会として田村議員や岸本幹事長に説明責任を果たす場が提供されるべきですが、メディアによる報道の情報が議会の把握を超えることとなりました。

その後、21 日に 2 回目の幹事長会議が開かれましたが、そこでも議会としての事実確認はおこなわれませんでした。本件について議会として共有された情報が少ない中、24 日には議長が警察に出向き、問い合わせをしたとの報告が 24 日幹事長会議で示されました。しかし、どのような情報を警察に伝え、何を問い合わせたのかについても、幹事長会議では明らかにされなかったため、議会の中では共有されておられません。

さらに、24 日夕方には交渉会派から田村議員と岸本幹事長に対する問責決議の案文が一人会派に示されました。現在、議会として確認ができているのは、元議員が田村議員の ID でログインして Sidebooks 内の資料を閲覧していたことや、岸本幹事長がそのことに気づいていながら指摘していなかったことのみです。これ以上の事実確認ができていない現状では、議会としてどのようなことに対する責任を問うのかが固まっていない状況であることから、拙速な問責決議はかえって議会に対する市民の信頼を損ねることになりかねないと危惧するものです。

また、この問責決議につきましては、27日の閉会日に議案として上程するためには、本日25日の議会運営委員会にかけるとあるということで、24日に急遽、一部の会派で話し合いがもたれ、進められたようです。しかし、提案の是非について、広く一人会派も含めた十分な議論は尽くされていませんでした。また、当事者である共産党の幹事長には情報共有が図られていなかったことが明らかとなっております。

議会基本条例の基本理念には、「議会は、地方自治体の議事機関として、市民の意見を市政に反映させるため、議会活動の基本理念を市民に分かりやすく開かれた議会とし、その実現に向け、議会活動の情報公開、市民との情報の共有及び市民参加の推進を図るとともに、公平かつ公正な議論を尽くし、自律した地方自治の確立を目指します」とあります。合議を諮る機関として、すべてのことについて情報共有すること、多様な意見を出し合いながら合意形成を経るべきです。議会としてのあるべき民主的なプロセスにのっとり対応が進められることこそが、今市民から求められているものと考えます。

議会としては、まず田村議員および岸本幹事長、必要に応じて元議員にも説明責任を果たす場を与え、事実を正確に把握するところから始めるべきだと考えます。

以上のことから、議長、および議会運営委員長におかれましては、議会として市民への説明責任を果たすためにも、議会基本条例にもとづいた対応を進めていただきますようお願いいたします。

以上